平成３０年（フ）第４０１号
大阪市大正区北村１丁目３番14号　メゾン篠原202号
債務者　平田　重克
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４１６号
大阪府守口市南寺方南通１丁目７番38－Ｂ410号、前住所大阪府守口市高瀬町３丁目６番14－304号
債務者　池沖瞳こと　ＣＨＥＮＧ　ＨＳＩＡＯ　ＨＵＩ　鄭　　曉慧
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４５１号
大阪府豊中市螢池北町２丁目３番14号　101号
債務者　弥生電気こと　末本　　薫
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５１１号
大阪市鶴見区鶴見３丁目13番71号　宮本アパート２Ｆ中
債務者　西郷　義行
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５４８号
大阪府守口市金田町３丁目52番12号、前住所大阪府大東市深野２丁目８番18号
債務者　坂本　吉正
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６００号
大阪市北区本庄東３丁目５番７号　ウィズ梅田北　105号室
債務者　テルこと　上野　裕照
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６６９号
大阪府豊中市東豊中町６丁目15番36－107号
債務者　宮城優己子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６８２号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番21－207号
債務者　呉屋あゆみ（旧姓中村・吉田）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１号
兵庫県加西市繁昌町1550番地の124
債務者　浜口　　司
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第３３１号
山梨県甲府市飯田５丁目５番20号
債務者　早川　　縁
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０号
茨城県土浦市東若松町3376番地１　ガーデンヒルズ久松204
債務者　長谷川明弘（旧姓香取）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１２号
長野県中野市中央１丁目11番24号
債務者　小林　　誠
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２５号
長野県上高井郡高山村大字高井4839番地19
債務者　中別　喜一
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３８号
兵庫県加古川市東神吉町神吉608番地の133、従前の住所兵庫県加古川市別府町新野辺北町１丁目57番地の５
債務者　林田　樹人
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第４８号
兵庫県加古川市平岡町新在家538番地の１　ポルトボヌールＧＳ302号、従前の住所広島県尾道市吉和町3671番地１
債務者　桃谷　裕也
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１１号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延1550番地３
債務者　井上　勇樹
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで　福岡地方裁判所直方支部